2007/01/21　15:18:18

ケーブル網及び伝送装置の保守等に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、乙の提供する放送及び電気通信回線に接続する甲のケーブル網及び伝送装置及びそれに付帯する設備（以下「対象物件」という。）の保守等を甲より乙に委託することに関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

甲は、甲の対象物件の保守等を乙に委託し、乙はこれを受託するものとし、甲乙互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第１章　保守に関する条件

（対象物件）

第1条　本契約に基づく保守の対象物件は別紙１のとおりとする。

２　本契約期間中に対象物件の数量に変更があったときは、書面により甲乙確認することとする。なお、その際保守料金を改定する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（保守の業務及び内容）

第2条　乙が本契約に基づき行なう業務は、以下とする。

（１）延岡（ケーブルメディアワイワイ内）、北方（総合支所内サブセンター内）、北浦（総合支所放送用サブセンター内）のヘッドエンドの日常の運用維持管理及び障害対応ならびに修理。

（２）延岡、北方および北浦地区の伝送路の定期パトロール及び維持管理、障害対応ならびに修理。（※南浦から北浦町総合支所までの区間の対応があるはずです）

（除外事項）

第３条　次の各号に掲げる事項は、本件契約の対象外とする。ただし、（４）（５）号及び（６）号については、甲が必要とする場合はその都度、甲乙協議し、実施方法、対価等を決定の上作業を実施するものとする。

（１）北浦地区の伝送路（北浦総合支所ＨＥ以降から加入者宅内Ｖ－ＯＮＵまで）の定期パトロール及び維持管理、障害対応ならびに修理

（２）北浦地区の引込み線移転、新設業務全般

（３）北浦町総合支所内ＨＥ用電源設備

（４）延岡、北方、北浦地区の電柱移転等に伴う支障移転工事

（５）対象物件の増設、移転、改造又は撤去工事

（６）甲の責に帰すべき事由又は天災地変等、甲乙いずれの責に帰しがたい事由による故障の修理

（７）支障移転工事（取り扱いについては別途定める）（※４とダブり、削除）

（７）新規のエリア拡張工事（取り扱いについては別途定める）

（８）その他、第２条に定めない事項

（支障移転工事の取り扱い）

第４条　電柱等の移転、道路改良、区画整理等で発生する支障移転工事に関しては、第２条の適用範囲外とし以下のように定める。

２　関係機関よりの支障移転の依頼は甲が窓口となり受け付ける。

３　甲は支障移転工事が発生した場合、乙に見積もりを依頼し、甲にて査定の結果、適性と認められた場合、乙に工事発注を行ない、乙はこれを施工する。

４　乙は工事完了後、当該月末にその費用を乙に様式に従い甲に請求する。

５　甲は乙よりの請求に従い、その費用を翌月末までに乙に支払うものとする。

（新規エリア拡張の取り扱い）

第５条　延岡市が拡張したエリアにおける新規エリア拡張については、甲よりの依頼に基づき、乙にて設計見積もりを実施し、甲へ見積もり提出後、甲の指示に基づき実施する。

２　これら新規エリア拡張に関する費用はすべて甲にて支払うものとする。

（故障修理の方法）

第６条　対象物件の故障修理は、甲からの指示及び乙の判断に基づき速やかに行なうものとする。

（故障修理等の開始）

第７条　乙は、甲から対象物件について故障である旨の通知を受けたとき又は対象物件の状態監視、若しくは対象物件良否判定作業で対象物件の故障を発見したときは、速やかに故障修理を開始する。なお甲への故障の通知は全て事後報告とし、当該月末に一ヶ月分の故障状況を文書にて報告する。これをあらかじめ甲は了承する。

（保守作業時間）　確認：受付業務とは？

第８条　乙の行なう保守・受付業務及び工事に伴う立会いは、午前 9 時から午後６時までとする。なお、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始（１２月２９日～1 月 3 日）については、対象外とする。ただし緊急を要する場合は、対象外となる日、時間においても、乙は甲からの要請に基づき故障修理等を行なうこととする。

（甲の協力）

第９条　甲は本契約に基づく乙の保守作業に最大限の協力をするものとする。

（管理責任者）

第１０条　甲及び乙は対象物件に関し管理責任者を定め、あらかじめこれを文書にて乙に通知しておくものとする。（※契約の中にうたわなくて別で取り交わす）

（保守料金）

第１１条　保守料金は月額２，５００，０００円（消費税額及び地方消費税額１１９，０４７円を含む。）とし、第２条及び第３条に定める範囲を保守範囲とする。なお乙のヘッドエンドに設置する設備保管料は保守料金に含むものとする。

２　前項における料金は、公租公課の増や諸物価の高騰等の経済的事情の変動により不相当になった場合は、事前に甲乙協議し、料金を改定できるものとする。

３　保守契約期間開始日又は保守契約期間終了日が月の途中である場合にても、該当月満額相当を支払うものとする。

４　第８条ただし書きに基づき故障修理の対象外となる日及び時間帯において故障修理及び甲が行なう故障修理に伴う立会いを行なった場合は、甲は乙に別途定める特別保守料を乙に対し支払うものとする。（※番組の関係で、障害対応や切り替え工事は夜になることが多いのではないか？　災害など大規模なもののみ特別保守の対象とすることにできないか？：保険による手当て可能）

５　甲から対象物件について故障である旨の通知を受け、甲の要請により作業員を派遣した結果、対象物件の故障でないことが判明した時は、甲は乙に別途定める特別保守料を乙に支払うものとする。（※どういう場合が想定されるか？市民からの電話をワイワイに繋いだ場合は対象外としていただきたい）

（請求）

第１２条　乙は、甲に対して前条第１項第１号の料金を四半期が終了する毎に請求するものとする。なお、前条第４項又は第５項の規定により甲から徴すべき料金がある時は、作業実施後速やかに消費税相当額を加算した額（以下「請求額」という。）を乙所定の請求書により請求するものとする。

（料金の支払い）

第１３条　甲は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に保守料金を支払うものとする。

（その他保守関連事項）

第１４条　乙は、甲から申し出があったときは、対象物件の保守状況について報告するものと

する。

第２章　対象物件の設置保管に関する条件

（対象物件の寄託）

第１５条　甲は、対象物件を乙の回線に接続し運用・維持するため、乙に寄託し、乙は対象物件を乙の建物内に設置保管するものとする。

（保管場所）

第１６条　乙は、対象物件を乙の建物内に保管し、対象物件の運用・維持に必要な限度で、甲に乙の電力設備、その他の付帯設備を使用させるものとする。

２　前項の保管場所、電力供給条件は別紙１のとおりとする。

（保管場所の変更）

第１７条　乙は対象物件の運用・維持に支障ない限度において、対象物件の保管場所ならびに甲に使用を許可した設備等を同一建物内において変更することができるものとする。

２　前項の場合、乙は甲に事前にその旨連絡するとともに、変更後の保管場所、設備等の使用規格は従前に準ずるものとする。

３　第１項の保管場所の変更が乙の事由による場合は移設に要する費用は乙の負担とする。

（責任の制限）

第１８条　乙は、対象物件の運用・維持を行なうものとし、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、本契約に基づく対象物件の運用・維持の瑕疵による甲の損害については、責任を追わないものとする。

第３章　電力設備の使用

（電力設備の使用）

第１９条　乙は、次号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合、甲に対する電力の供給を中止し又は甲の電力使用を制限若しくは中止を求めることができる。なお、その場合、乙は予めその旨を甲に通知することにするが、緊急止むを得ない場合は事後、速やかに連絡するものとする。

（１）　天災、火災又はその他の不可抗力等の乙の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能になった場合

（２）　乙の電力設備に故障が生じ又は故障が生じる恐れのある場合

（３）　乙の電力設備の工事施工又は保守上止むを得ない場合

（４）　その他保安上の必要がある場合

２　乙の行なう電力工事又は保守で甲への電力供給に影響を与える恐れのある施工については、施工方法、施工期間等について甲乙協議するものとし、甲はこれに協力するものとする。

第４章　その他の条件

（秘密の保持）

第２０条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２ 取得した情報の甲又は乙の内部における利用については、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならない。

（契約の解除）

第２１条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

（１）破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

（２）解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

（３）本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相応の期間を定めて催告を受けたにかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間をおいて本契約を解除することができる

（１）甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

（２）その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

（損害賠償）

第２２条　乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合は、本契約で特に定める場合を除き本契約の会場の有無にかかわらず、第１０条第１項第１号に定める当該月分の保守基本料を限度とし、甲又は第三者に生じた通常の直接損害を賠償するものとする。ただし、甲は契約期間満了に伴う契約解除については、損害の一切について乙に請求を行なわないものとする。

（契約期間）

第２３条　本契約の有効期間は平成１９年２月１日より平成２９年３月３１日までとする。

（協議）

第２４条　本契約に定めない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、

円満にその解決にあたるものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙捺印の上各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲）　宮崎県延岡市東本小路２番地１
延岡市
延岡市長　　首　藤　正　治

（乙）　宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役　水　谷　　茂

別紙1

別紙 1

1. 対象物件表

①ケーブル網及び伝送装置

対 象 物 品 名	数量	単位	保守内容	据付完了月
(受信アンテナ施設)				
地上波4波受信アンテナ	1	式		
地上波4波受信設備(屋外式)	1	式		
プリアンプ	2	台		
(光成端架)				
CTF架(288芯収納可能)				
CTF架(384芯収納可能)				
光成端箱				
片端光コネクタ付4芯光コード(L=2m)				
(伝送設備)				
下り光送信ユニット(+9dBm)	12	台		
下り光送信ユニット(+12dBm)	5	台		
下り光送信ユニット(+15dBm)	2	台		
サブラックメインフレーム	6	台		
主電源ユニット	11	台		
分配混合用サブラック4U	3	台		
2系統4混合ユニット	12	台		
8混合ユニット	10	台		
8分配ユニット	4	台		
下り専用増幅器	6	台		
増幅器専用サブラック	1	台		
主電源ユニット	1	台	オンサイト保守(実費)	平成18年12月
上り光受信ユニット2回路	29	台		
下り受信ユニット	2	台		
分配混合用サブラック1U	2	台		
パッチ盤(32ポート)	3	台		
電源盤	5	式		
メディアコンバータ	6	台		
両端コネクタ付光コード	163	本		
光アッテネータ	58	個		
カプラ用サブラック	1	台		
光カプラ	1	台		
下り光送信ユニット(+13dBm)	1	台		
予備電源ユニット	1	台		
外部変調型光送信器	3	台		
2分配光カプラ(3系統)	2	台		
光増幅器(16dBm)	2	台		
下り4分配器	2	台		
サブラック	7	台		
光受信モジュール	8	台		
サブラック	2	台		
電源ユニット	4	台		
SV-IP盤	2	台		

※　数量の見直しをお願いします。
保守内容は、「実費」ではないと思います。定額保守料金　ＨＥの４％が見込まれていますから。

WDMフィルタ(4分波型)	4	台		
上り4分配器	8	台		
インピーダンス変換器	2	台		
光スイッチ	2	台		
直接変調型光送信器	1	台		
16ポート光増幅器(13dBm)	1	台		
32ポート光増幅器(13dBm)	1	台		
サブラック	1	台		
光送信モジュール	8	台		
上り8分配器	8	台		
インカム親機	1	台		
インカム子機	1	台		
映像確認用モニター	1	台		
分配混合用サブラック2U	1	台		
分配混合用サブラック3U	1	台		
4系統2分配ユニット	10	台		
ラック	3	架		
(線路設備)				
光ケーブル4芯	41,950	m		
光ケーブル8芯	11,690	m		
光ケーブル12芯	1,520	m		
光ケーブル16芯	830	m		
光ケーブル20芯	6,150	m	オンサイト保守(実費)	平成18年12月20日
光ケーブル24芯	7,800	m		
光ケーブル28芯	3,670	m		
光ケーブル32芯	5,140	m		
光ケーブル36芯	5,010	m		
光ケーブル40芯	14,090	m		
光ケーブル44芯	6,300	m		
光ケーブル48芯	5,700	m		
光ケーブル52芯	3,060	m		
光ケーブル56芯	7,010	m		
光ケーブル60芯	2,880	m		
光ケーブル64芯	1,270	m		
光ケーブル68芯	2,950	m		
光ケーブル72芯	3,150	m		
光ケーブル76芯	1,100	m		
光ケーブル80芯	3,660	m		
光ケーブル84芯	470	m		
光ケーブル92芯	2,990	m		
光ケーブル96芯	1,380	m		
光ケーブル100芯	560	m		
光ケーブル104芯	3,900	m		
光ケーブル108芯	2,100	m		
光ケーブル112芯	1,300	m		

光ケーブル132芯	580	m		
光ケーブル140芯	730	m		
光ケーブル152芯	780	m		
光ケーブル156芯	2,600	m		
光ケーブル248芯	310	m		
光ケーブル280芯	600	m		
光ケーブル284芯	1,550	m		
光ケーブル356芯	360	m		
光ケーブル4芯自己支持型	12,260	m		
光ケーブル8芯自己支持型	4,590	m		
光ケーブル16芯自己支持型	6,280	m		
光ケーブル20芯自己支持型	11,320	m		
光ケーブル64芯自己支持型	2,110	m		
光ケーブル76芯自己支持型	2,900	m		
光ケーブル96芯自己支持型	2,100	m		
光ケーブル104芯自己支持型	2,870	m		
片端光コネクタ付4芯光ケーブル	55	本		
架空用クロージャ	211	面		
光ノード(屋外型光伝送装置)	54	台		
光ノード(屋外型光伝送装置)	1	台		
双方向幹線増幅器(TA)	8	台		
双方向幹線分配増幅器(TDA)	6	台		
双方向幹線分岐増幅器(TBA)	399	台	オンサイト保守(実費)	平成18年12月20日
双方向分岐増幅器(BA)	13	台		
双方向延長増幅器(EA1出力)	140	台		
双方向延長増幅器(EA2出力)	58	台		
無停電電源供給器(320VA・2h)	163	台		
無停電電源供給器(320VA・2h)	10	台		
双方向幹線2分配器	134	台		
双方向幹線1分岐器	67	台		
双方向幹線2分岐器	13	台		
8分岐タップオフ(1GHz)	31	台		
8分配タップオフ	4	台		
4分岐タップオフ(1GHz)	336	台		
4分配タップオフ	41	台		
2分岐タップオフ(1GHz)	1,326	台		
2分配タップオフ	75	台		
FT型コネクタ	5,973	個		
FT型ダミー抵抗	1,269	個		
F型ダミー抵抗	4,590	個		
同軸ケーブル12Cパイプ	268,711	m		
メッセンジャーワイヤ30SQ	248,071	m		
自営柱(PS柱)ZC-8.0	173	組		
自営柱(建替分)ZC-8.0	21	組		
自動復旧ブレーカー	163	式		

(送受信施設)			オンサイト保守(実費)	平成18年12月20日
Edg-QAM	2	台		
CMTS装置	1	式		
ルーティングエンジン	1	台		
Flashディスク	1	台		
モデムカード	2	台		
電源ユニット	1	式		
RF切換スイッチ	1	台		
CMTSモニタユニット	1	台		
DHCPサーバ	2	台		
L3-SW	1	台		
帯域制御装置	1	式		
ルーター	1	台		
メディアコンバータ	1	台		
DNSサーバ	1	台		
Mailサーバ	1	台		
WWWサーバ	1	台		
ウィルス対策サーバ	1	台		
モニタ/キーボード&KVMスイッチ	1	式		
管理用ノートPC	2	台		
両端コネクタ付光コード	3	本		
(管理測定装置)				
CATV施設運営支援システム	1	式		
光ケーブル監視装置	1	式		
両端コネクタ付光コード	55	本		
DOCSIS総合監視サーバ	1	式		
上り流合雑音監視装置	1	式		
上り流合雑音監視サーバ	1	式		
上り流合雑音監視Webサーバ	1	式		
下り信号遠隔監視装置	1	式		
下り信号遠隔監視装置サーバ	1	台		
クライアントPC	1	式		
上り流合監視データ配信モデム	1	台		
アクティベイションアナライザー	1	台		
同上オプション	1	式		
ステイタスシステム	1	式		

２．使用設備の条件等

使用設備	項目	使用規格等
建　物	保管場所	宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２ （株）ケーブルメディアワイワイ局舎内
建　物	保管面積	？平方メートル
電力設備	電源種別	ＡＣ１００Ｖ